

2023 年 8 月●日

国際サステナビリティ基準審議会

日本証券業協会

国際サステナビリティ基準審議会 公開草案に対するコメントについて（ドラフト）

日本証券業協会¹（以下「本協会」という。）は、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board: ISSB、以下「ISSB」という。）が 2023 年 5 月 11 日に公表した公開草案「SASB®スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及び SASB スタンダード・タクソノミのアップデート」（以下「本公開草案」という。）に対し、意見表明を行う機会を得られたことに感謝致します。

本協会は、ISSB が 2022 年 3 月 31 日に公表した公開草案 IFRS S 1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」〔案〕及び IFRS S 2 号「気候関連開示」〔案〕についてサステナビリティ基準ワーキング・グループにて検討を行い、コメントを提出致しました。SASB スタンダードは ISSB が 2023 年 6 月 26 日に公表した IFRS S 1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S 1 号」という。）に参照される重要な基準であり、本協会はこれまでの検討を踏まえてコメントを提出致します。

本協会では、証券会社が資本市場における仲介機能及び市場のゲートキーパーとしての役割を担っていることから、公開草案に対して作成者及び利用者の両方の立場で検討を行いました。本協会は、提案された公開草案がより実効性のあるものとなり、一般目的財務報告の利用者による企業価値の評価に資するよう、基準開発にあたりご考慮頂きますようお願い致します。

¹ 日本証券業協会（日証協）は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認可された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協は日本で活動する約 490 社の証券会社及び証券業務を行う登録金融機関等から組織されている。

質問 1：方法論の目的

本公開草案は、気候関連以外のSASBスタンダードの指標が法域固有の参照を含んでいる場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるように修正するための方法論の提案を記述している。

- (a) 意図している向上の範囲及び提案する方法論の目的は、第 8 項において明確に記述されているか。そうでない場合、その理由は何か。
- (b) 第 8 項に列挙している目的の制約（構成及び意図の維持、意思決定有用性並びに費用対効果）は適切か。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 提案する方法論において、他の目的又は制約を含めるべきか。その場合、どのような代替的又は追加的な目的又は制約を提案するか。これらは提案する方法論にどのように価値を付加することになるか。

(a) Yes（同意する）

IFRS S 1 号では、サステナビリティ関連のリスク及び機会の特定にあたり、IFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という。）に加えて、SASBスタンダードの開示トピックを参照し、適用可能性を検討しなければならないこと（第55項）、また当該リスク及び機会の特定にあたりISSB基準が存在しない場合は、SASBスタンダードの開示トピックに関連する指標を参照し、適用可能性を検討しなければならない（第57項及び第58項）と規定されている。すなわち、SASBスタンダードは実質的にISSB基準の開示要求の一部を構成しており、ISSB基準がグローバルのベースライン、かつ高品質の開示基準として機能するためには、地域固有の参照にかかる要求事項を国際的に適用可能な要求事項に修正することが必要と考える。質問 5 の回答に記載の通り、ISSBが将来的にSASBスタンダードを産業別要求事項として取り込むにあたっては改善すべき点があるが、本公開草案の提案する狭い範囲の修正に関する方法論の目的及び全体的な方法論に同意する。

ただし、SASBスタンダードは実質的にISSB基準の開示要求の一部を構成するため、本公開草案の提案する修正はIFRS S 1 号の強制適用日前に行われることが不可欠と考える。

(b)・(c) 回答対象外

質問 2：全体的な方法論

本公開草案は、SASBスタンダードの指標が法域固有の参照を含む場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるように修正するための方法論の提案を説明している。

- (a) 提案する方法論がSASBスタンダードの指標の国際的な適用可能性を向上させることになることに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

(a) Yes（同意する）

本公開草案の提案する方法論に同意する。詳細は質問 1 の回答を参照されたい。

質問 3：改訂アプローチ

本公開草案は、気候関連以外のSASBスタンダードの指標の国際的な適用可能性を向上させるための5つの改訂アプローチを説明している。当該方法論を用いて修正されるすべての開示トピック、指標及び技術的プロトコルは、これら5つの改訂アプローチを個別に又は組み合わせて適用する予定である。当該方法論は、改訂アプローチ1から始まっている。それは、参照するための関連性のある用語を定義するにあたり、国際的に認知されたフレームワーク及びガイダンスを用いる。

- (a) 法域固有の参照を国際的に認知されたフレームワーク及びガイダンス（もし識別された場合）に置き換えることを行動の最初の一步とすべきであることに同意するか。反対の場合、その理由は何か。
- (b) 改訂アプローチ1が実行可能でない場合、残りの4つの改訂アプローチを用いることでSASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させることになることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 特定の改訂アプローチ又はアプローチの組み合わせから生じる改訂後の指標が、それらを適用する作成者にとって問題を生じさせる可能性があるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (d) 異なる状況において提案する改訂アプローチのうちのどれを適用するのかを決定するための判断規準に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。規準に対してどのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

(a) Yes (同意する)

本公開草案の提案する5つの改訂アプローチに同意する。ただし、以下3点の改善を要する。

第一に、本公開草案第9項(e)（付録AのA7「改訂アプローチ5」）では、リサーチに基づき当初の指標の意図と整合させながら、法域固有の指標を削除し置き換える旨の規定があるが、リサーチの方法について明確化すべきであり、指標の置き換えにあたっては意見照会を行う等により透明性を高めることが必要である。

第二に、本公開草案第9項において、複数の改訂アプローチを組み合わせる旨の明記が必要である。第9項では改訂アプローチ1から順に適用していくとされるが、付録AのA9や付録Cでは改訂アプローチが組み合わせて用いられている。方法論を定める第9項に規定し、明確化すべきと考える。

第三に、改訂アプローチに基づき指標の修正を行う場合、修正後の指標とともに適用したアプローチについても公表すべきである。質問1の回答に記載の通り、SASBスタンダードは実質的にISSB基準の一部を構成するため、本修正はIFRS S1号の強制適用日前に行われることが不可欠と考える。

(b)・(c)・(d) 回答対象外

質問4：SASBスタンダード・タクソノミ・アップデートの目的

本公開草案は、SASBスタンダードの修正を反映するためのSASBスタンダード・タクソノミのアップデートに対するアプローチ案を記述している。

(a) SASBスタンダードの変更を反映するようにSASBスタンダード・タクソノミをアップデートするための方法論の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

(a) 回答対象外

質問5：将来のSASBスタンダードの精緻化

本公開草案は、SASBスタンダードの指標が法域固有の参照を含む場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるために提案する方法論に従って当該指標を修正するという、狭い範囲の作業の最初のフェーズに具体的に焦点を当てている。その後のフェーズでは、ISSBは、意思決定有用性を改善し、作成者にとっての費用対効果のバランスを取り、国際的な関連性を確保するための、SASBスタンダードのさらなる向上を検討する予定である。

(a) IFRS S 1 号の適用を支援するためにSASBスタンダードを精緻化するという、ISSBの将来の作業の指針とするために、どのような他の方法、検討事項又は具体的な修正が有用であるか。それらが有用である理由は何か。

(b) SASBスタンダードの将来の向上を計画するにあたり、ISSBが検討すべき具体的なコメント又は提案はあるか。

(a) 回答対象外

(b)

ISSB が SASB スタンダードを将来的に産業別要求事項として ISSB 基準に取り込むにあたっては、SASB スタンダードは以下4点の改善を要すると考える。

第一に、開示トピックと指標が国・法域の状況や企業の事業内容に適合しない場合も少なくないとみられるため、原則主義に基づき開示目的を明確化した上で、開示トピックと指標の抽出プロセスやルールの見直しが必要である。これは、ISSB が 2023 年 6 月 26 日に公表した IFRS S 1 号及び IFRS S 2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S 2 号」という。）の「Project Summary」において提案する「相互運用性による効率化」にもつながると考える。

第二に、SASB スタンダードのメトリクスには機密性の高い内容が含まれている。例えば、「投資銀行及び仲介」の基準には以下の項目が含まれるが、訴訟の多寡は地域によって異なり、また件数のみの開示では訴訟の内容の重さの違いといった質の違いが考慮されず、誤解が生じる可能性がある。IFRS S 2 号の産業別ガイダンス（Industry-based Guidance）については、将来的には強制力のあるものにすると意図が表明されている

（2023 年 5 月 4 日公表の情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」（以下「アジェンダの優先度に関する協議」という。）注 e）が、ISSB が将来的に SASB スタンダードを ISSB 基準の各種基準の産業別要求事項として取り込み、かつ強制力のある開示要求とする場合は、このような情報は任意適用とするか、削除する必要があると考える。

Topic: Professional Integrity

- ・ FN-IB-510b.1: (1) Number and (2) percentage of covered employees with a record of investment-related investigations, consumer-initiated complaints, private civil litigations, or other regulatory proceedings

- ・ FN-IB-510b.2: Number of mediation and arbitration cases associated with professional integrity, including duty of care, by party
- ・ FN-IB-510b.3: Total amount of monetary losses as a result of legal proceedings associated with professional integrity, including duty of care

第三に、SASBが開発した産業分類（Sustainable Industry Classification System: SICS）は、米国の産業を想定して開発されたもので、世界の機関投資家にとってセクターアロケーションを行う際の標準的な産業分類ではないと認識している。今後開発されるとみられるISSB基準の産業別要求事項では、世界の機関投資家に受け入れられているGICS産業分類を基に開発すべきである。また、IFRS S2号の産業別ガイダンス（Industry-based Guidance）についても、将来的にはSICSからGICSの産業分類に基づくものに修正すべきと考える。

第四に、時の経過に応じて開示トピック及び指標の目的適合性が変化する可能性が想定されるため、SASBスタンダードの定期的な見直しのあり方について明確化が必要である。質問1の回答に記載の通り、IFRS S1号の規定に基づきSASBスタンダードは実質的にISSB基準の一部を構成するが、本公開草案に基づく修正後にISSBがSASBスタンダードをどのようにメンテナンスしていくのか明らかではない。情報要請「アジェンダ優先度に関する協議」の検討を踏まえて、今後の産業別要求事項の開発に向けた全体像を示すことが必要であり、その中でSASBスタンダードの見直しのあり方についても検討すべきと考える。

以上の通り、SASBスタンダードには改善すべき点がみられ、産業別要求事項の開発にあたってはグローバルの意見照会によりコンセンサスの獲得が必要である。IFRS S2号の最終基準の公表においては、開示トピック及び指標の抽出プロセスやルールに関する説明が十分ではないと認識しており、今後のISSB基準の産業別要求事項の開発にあたってはグローバルの意見照会を踏まえて丁寧な説明が必要と考える。

なお、「SASBスタンダードの向上」に関して、本協会は情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」へのコメントの提出を予定しており、本レターにおけるコメントと併せて確認されたい。

以上